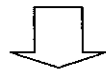


金融制度調査会エレクトロバンキング専門委員会
における議論について

金 融 庁

大蔵省・金融制度調査会エレクトロバンキング専門委員会
法制懇談会報告の経緯

昭和 62 年 1 月 金融機械化をめぐる諸問題について検討を行うため、「エレクトロバンキング専門委員会」を旧大蔵省・金融制度調査会に設置。



昭和 63 年 6 月 金融機械化をめぐる諸問題のうち電子資金取引についての問題点の整理を網羅的に行った中間報告「電子資金取引について」をとりまとめ。

【法制整備についての中間報告の指摘事項】

- ①資金取引方法の変化（手形・小切手から電子資金取引へ）
 - ②電子資金取引の性質上、全体を1つの決済機構として捉える必要性
 - ③諸外国のルール作りへの取組についての対応の必要性
- 等を踏まえ、我が国においても電子資金取引に関する法制について積極的に検討を行う必要性を指摘。

9 月 上記中間報告の指摘を踏まえ、電子資金取引に関する法制整備について更に専門的な観点から検討を行うため、「法制懇談会」を設置。



28 回にわたる議論

平成 6 年 10 月 法制整備についての報告書を取りまとめ。

12 月 金融制度調査会専門委、同報告書を了承。

(注) 平成 6 年 4 月、全銀協がカード規定試案を改正。

金融制度調査会エレクトロバンキング専門委員会
法制懇談会報告の概要
(特に無権限取引、立法についての考え方等について)

はじめに

I 法制整備を巡る具体的論点

1 法制整備の対象とすべき電子資金取引の範囲

一部分のみ電子化された振込等の取扱い等

2 当事者間の権利・義務関係

取引の申込みから処理の完了までの各時点における当事者間の権利・義務関係等
⇒約款対応・立法措置等

3 瑕疵ある意思表示、行為無能力

依頼人の瑕疵ある意思表示等に基づく支払指図の取扱い
⇒実務上の対応、約款対応、立法措置等

4 支払指図の撤回

支払指図の撤回が可能な時期等
⇒実務上の対応、約款対応、立法措置等

5 無権限取引

(1) 現行の銀行約款における免責規定の問題

- ・ 民法第 478 条（債権の準占有者への弁済）や表見代理との関係
- ・ 損害の配分についての法的手当ての必要性
- ・ 依頼人の帰責事由と仕向銀行の過失の取扱い
- ・ 約款等での対応

(2) 消費者保護の観点からの責任分担ルールの導入問題

米国の「50 ドル・ルール」のような責任分担ルールの導入について

(導入に積極的な意見)

- ・ 普通人としてやむを得ない程度の不注意であるなら消費者は救済されるべき。

- ・ 消費者側の重過失を勘案するなどの修正を施すことも可能。
(導入に消極的な意見)
- ・ 利用者利便の低下、カードや暗証等の管理がルーズになるという弊害、カード保有者の不正によるルールの乱用といった弊害が生じるおそれ。
- ・ 米国の立法化の背景には、訴訟の頻発という事態があるが、我が国ではそういう状況ではない。

6 事故・障害等により損害が生じた場合の当事者間の責任関係 当事者間の責任分担ルール等

7 証拠等 電磁的記録の証拠力、立証責任等

8 その他の課題

II 立法化についての考え方

1 立法化についての考え方

(早期の立法化が必要とする意見)

- ・ 法的安定性確保の観点から、権利・義務関係、責任分担、消費者保護的な規定を盛り込んだ法律の制定が望ましい。
- ・ 電子資金取引の特殊性ゆえ、民法の一般原則と異なる取扱いが必要になる可能性があり、立法化が必要。

等

(立法化は時期尚早とする意見)

- ・ 現行法により解決しえないほどの問題が生じておらず、約款の整備で対応可能。

等

(その他)

- ・ 判例・実務の積重ねや約款整備でできる部分
 - ・ 立法により解決しなければならない部分
- 等につき、更に検討。

2 実務界における約款整備の取組みについて

結び

エレクトロバンキング専門委員会委員名簿

	氏名	役職
委員長	田辺 博通	全国銀行協会連合会特別顧問
委員	合田 周平	電気通信大学教授
	會田 稜三	(株)日本興業銀行常務取締役
	秋山 稔	東京大学工学部教授
	伊藤 宏	(株)しんきん情報システムセンター専務取締役
	岩原 紳作	東京大学法学部助教授
	上田 英一	(株)三井銀行専務取締役
	上田 尚明	日本商工会議所理事企画室長
	鹿嶋 堅資	日本IBM(株)取締役金融機関営業統括本部長
	小山 敬次郎	経済団体連合会常務理事
	清水 汪	(財)金融情報システムセンター理事長
	武内 伸允	東洋信託銀行(株)常務取締役
	田中 恒久	農林中央金庫常務理事
	徳山 尚典	(株)日本ダイナースクラブ社長
	野口 康見	(株)福岡相互銀行常務取締役
	平野 元弘	(株)横浜銀行常務取締役
	藤井 友位	日本電信電話(株)データ通信事業本部金融システム事業部長
	藤原 まり子	(株)博報堂生活総合研究所客員研究員
	細谷 貞明	日本銀行総務局次長
	堀川 健次郎	(株)日本経済新聞社社長室部長
	三次 衛	富士通(株)専務取締役
山香 芳隆	日本放送協会経済部長	

法制懇談会委員名簿

(平成6年10月20日現在)

座長	前田 庸	学習院大学法学部教授
座長代理	岩原 紳作	東京大学法学部教授
委員	小笠原 浄二	(株)第一勧業銀行調査部主任調査役
	川田 悦男	(株)三菱銀行事務部副部長
	木南 敦	京都大学法学部教授
	黒田 巖	日本銀行金融研究所長
	塚原 治	(財)金融情報システムセンター総務部長
	野村 豊弘	学習院大学法学部教授
	藤原 啓司	内閣法制局参事官
	升田 純	法務省民事局参事官
	松本 貞夫	全国銀行協会連合会事務部長
	吉田 暁	武蔵大学経済学部教授

エレクトロバンキング専門委員会
法制懇談会における議論の取りまとめ

～電子資金取引に関する法制整備について～

平成6年12月14日

金融制度調査会エレクトロバンキング専門委員会法制懇談会

法 制 懇 談 会 委 員 名 簿

〔平成6年10月20日現在〕

座 長	前 田 庸	学習院大学法学部教授	(第1回～)
座長代理	岩 原 紳 作	東京大学法学部教授	(第1回～)
委 員	小笠原 浄 二	(株)第一勧業銀行調査部主任調査役	(第22回～)
	川 田 悦 男	(株)三菱銀行事務部副部長	(第1回～第6回、第22回～)
	木 南 敦	京都大学法学部教授	(第1回～)
	黒 田 巖	日本銀行金融研究所長	(第1回～)
	塚 原 治	(財)金融情報システムセンター総務部長	(第26回～)
	野 村 豊 弘	学習院大学法学部教授	(第1回～)
	藤 原 啓 司	内閣法制局参事官	(第26回～)
	升 田 純	法務省民事局参事官	(第22回～)
	松 本 貞 夫	全国銀行協会連合会事務部長	(第1回～)
	吉 田 曉	武蔵大学経済学部教授	(第1回～)
退任委員	志 田 康 雄	国土庁長官官房審議官 (内閣法制局参事官)	(第1回～第6回)
	滝 本 豊 水	大蔵省銀行局保険部保険第一課長 (内閣法制局参事官)	(第7回～第25回)
	佐久間 弘 道	第一勧銀信用開発(株)取締役管理第三部長 (株)第一勧業銀行調査部次長)	(第7回～第13回)
	川 村 光 治	(株)富士銀行数寄屋橋支店副支店長 (株)富士銀行総合事務部次長)	(第14回～第16回)
	兵 藤 宏 和	(株)さくら銀行常務取締役 (株)太陽神戸三井銀行取締役事務企画部長)	(第21回)
	新 原 芳 明	大蔵省証券局企業財務課長 (財)金融情報システムセンター総務部長)	(第1回～第16回)
	内 村 広 志	大蔵省国際金融局調査課長 (財)金融情報システムセンター総務部長)	(第17回～第25回)
	寺 田 逸 郎	法務省民事局第三課長 (法務省民事局参事官)	(第1回～第21回)

(注) 退任委員の役職名のカッコ書は、委員在任期間中のものである。

目 次

〔はじめに〕	1
第1. 法制整備を巡る具体的な論点	
1. 法制整備の対象とすべき電子資金取引の範囲	3
2. 当事者間の権利・義務関係	4
(1)振込依頼人と仕向銀行の関係	4
(2)被仕向銀行と振込資金の受取人の関係	6
3. 瑕疵ある意思表示、行為無能力	6
4. 支払指図の撤回	8
5. 無権限取引	9
(1)現行の銀行約款における免責規定の問題	9
(2)消費者保護の観点からの責任分担ルールの導入問題	12
6. 事故・障害等により損害が生じた場合の当事者間の責任関係	14
(1)仕向銀行の責任	14
(2)被仕向銀行の責任	17
(3)通信事業者の責任	18
(4)損害賠償の範囲	19
7. 証拠等	20
8. その他の課題	21
(1)消費者保護の観点から検討すべき事項	21
(2)国際取引との整合性	22
(3)監督法上の観点から法的に配慮すべき事項	23
第2. 立法化についての考え方	
1. 立法化についての考え方	25
2. 実務界における約款整備の取組みについて	27
〔結び〕	28

〔はじめに〕

- (1) エレクトロバンキング専門委員会においては、昭和63年6月に、金融機械化をめぐる諸問題のうち、電子資金取引についての問題点を整理し、中間報告「電子資金取引について」を取りまとめた。同中間報告においては、①資金取引の方法が、手形、小切手から電子資金取引による振込、振替へ次第に複雑化し進化してきていること、②電子資金取引については、全体を一つの決済機構としてとらえ、直接の契約関係にはない当事者間の責任関係を含め総合的な検討を行うことが必要となってきたこと、③各国間の資金移動の活発化とこれに伴う諸外国の国際的なルール作りへの取組みについて我が国としての対応が必要となってきたこと、等を踏まえて、我が国においても電子資金取引に関する法制について積極的に検討を行う必要性が高まっているとの指摘を行った。
- (2) これらを踏まえ、エレクトロバンキング専門委員会は、電子資金取引に関する法制整備について専門的な観点から検討を行うため、昭和63年9月に法制懇談会を設置した。
- 3) 法制懇談会は、昭和63年10月に審議を開始し、電子資金取引の現状、電子資金取引に関する我が国の現行法制上の問題点、諸外国の法制等について、委員並びに専門家からヒアリングを行うとともに、UNCITRAL (United Nations Commissions on International Trade Law, 国連国際商取引法委員会)における国際振込に関するモデル法(以下「UNCITRALモデル法」という。)の審議状況についてもフォローアップを行ってきた。また、平成2年5月の第14回会合以降は、電子資金取引の法制整備を巡り検討を要する具体的な論点について議論を進めるとともに、平成5年12月の第26回会合以降は、実務界における振込規定等約款の整備についても議論を行ってきた。

(4) 法制懇談会としては、昭和63年10月の審議開始以来6年間にわたる議論を通じて、電子資金取引に関する法制整備に関連する問題点を相当程度明らかにすることができたこと、また、全国銀行協会連合会における振込規定ひな型の策定及びカード規定試案の改正といった約款の整備により、電子資金取引に関する法的問題の解決に向けてとりあえずの前進がみられたことから、ここにこれまでの議論の概要を以下の通り取りまとめ、エレクトロバンキング専門委員会に報告するものである。

第1. 法制整備を巡る具体的な論点

法制懇談会は、電子資金取引に関する法制整備を巡る具体的な論点について議論を行った。

以下は、それぞれの論点項目毎にこれまでの議論の概要を整理したものである。

なお、法制懇談会における議論をも踏まえて、全国銀行協会連合会（以下「全銀協」という。）は、平成6年4月に振込規定ひな型の策定及びカード規定試案の改正を実施し、これを踏まえて平成6年夏以降各金融機関において振込規定の策定、カード規定の改正が順次進められているが、両規定の内容については（備考）の欄で紹介している。

1. 法制整備の対象とすべき電子資金取引の範囲

電子資金取引の範囲に関しては、具体的な類型として、一部分のみ電子化された振込（振込依頼人による仕向銀行への支払指図（振込委託）は書面により行い、仕向銀行による被仕向銀行への支払指図のみ電子化されている場合）や受取人の預金口座への資金移動を伴わない預金の払戻しも含まれるのかという問題について議論を行った。

(イ) 振込、振替の場合については、法制整備の必要性の観点からは、依頼人による支払指図（振込委託等）が書面により行われる取引（紙ベースの取引）も電子資金取引の範囲に含めることが望ましいという点では共通の認識が得られているものと考えられる。

(ロ) 預金の払戻しの場合、基本的には紙ベースの取引も含めることが望ましいとの意見が出された一方で、紙ベースの取引については現行通りの約款で十分対応可能ではないかという意見が出された。

(ハ) 以上のほか、法制整備の対象とすべき電子資金取引の範囲を検討するに当たっては、エレクトロニクス化の進展により電子資金取引といわれるものの範囲が徐々に拡大してきていることも念頭に置いておく必要があるとの意見が出された。

2. 当事者間の権利・義務関係

電子資金取引においては、依頼人が取引の申込みをしてからその処理が完了するまでは瞬時になされるが、その一連のプロセスは順序に従って実行されていくことから、各時点における当該契約の履行に関する当事者間の権利・義務関係を立法等により明確化する必要があるのではないかという問題がある。

(1) 振込依頼人と仕向銀行の関係

まず、振込取引における振込依頼人と仕向銀行との間に焦点をあてて、契約の成立時期や仕向銀行の支払指図の執行義務をどう考えるか等について議論が行われた。

(イ) 契約の成立時期や支払指図の執行義務等については、例えば、一見の客が振込機を使用した場合や外国向け仕向送金の場合のように、必ずしも明確になっていないケースもみられるので、当事者間の責任問題の適切な処理、決済システムにおけるリスクの適切なコントロール等の観点から、執行義務の履行が遅延した場合の効果、顧客の預金口座に資金がなかった場合の対応、外国向け仕向送金における銀行側の拒絶の自由等も含めた詳細かつ合理的なルールを設けて、当事者間の権利・義務関係を明確化することが必要であり、そのためには立法化が最も望ましいという意見が出された。

また、当事者間の権利・義務関係をより明確化するためには、UNCITRALモデル法で規定されている「支払指図の承諾 (acceptance)」(注) という概念を取り入れることが望ましいとの意見が出された。

(注) UNCITRALモデル法では、支払指図を承諾した時点で仕向銀行としての義務が発生するとされており、また、仕向銀行が承諾したものとみなされる事由が具体的に規定されている。

(ロ) これに対して、銀行取引においては、振込のほかに預金、貸出等の取引で契約の成立時期が問題になることがあるが、それらは一般に民法等の解釈の問題として解決されており、実務上特に支障は生じていないので、仮に振込取引において契約の成立時期を明確化することが必要とされた場合でも、メディアごとに約款で取引上合理的な時期を規定することが適当であるとの意見が出されたほか、支払指図の執行義務についても、約款により手当てすれば十分に対応できるとの意見が出された（備考参照）。さらに、今後のエレクトロニクス化の進展に伴い、新商品が開発されることも予想されることから、まずはメディアごとに約款で弾力的に対応することとし、それでも顧客の信頼を損なうような問題等が生じた場合には改めて立法化による対応を検討すればよいのではないかとの意見も出された。

(ハ) 契約の成立時期を約款で規定することについては、契約成立に関するルールは約款そのものの効力の前提となるルールであり、約款自体に定めるのは原理的に困難であることから、立法により明確化すべきであるという意見と、銀行取引に採用されている各種の約款は、普通取引約款ないしは附合契約としての性質を有すると考えられ、その内容が合理的なものであれば、結局は当該約款が適用されることとなるのではないかという意見が出された。

(備考)

振込規定においては、契約の成立時期や支払指図の執行義務についての規定が整備された（なお、振込規定は、契約の都度顧客に交付するというのではなく、店頭常に備えてあり、いつでも誰でも必要とあれば内容を知ることができるようになっている。）。

[契約の成立時期]

振込依頼人等の一般的認識を考慮し、振込契約の成立時期については、振込依頼書による場合には銀行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時、振込機

による場合には銀行がコンピュータシステムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等を受領した時と規定された。

〔支払指図の執行義務〕

振込規定においては、仕向銀行の支払指図の執行義務を明確にするため、原則として電信扱いの場合は依頼日当日に、文書扱いの場合は依頼日以降一定日以内に被仕向銀行あてに振込通知を発信することが規定された。

(2) 被仕向銀行と振込資金の受取人の関係

次いで被仕向銀行と振込資金の受取人との間の権利・義務関係についても議論が行われた。

(イ) 受取人の被仕向銀行に対する預金債権の成立時期等、受取人と被仕向銀行との間の権利・義務関係については、振込依頼人と直接の契約関係にはない第三者の法律関係にも影響を及ぼす可能性がある問題であることから、立法によって措置する必要があるのではないかという意見が出された。

(ロ) 一方、実務界からは、被仕向銀行と受取人の関係については、今後約款によって明確化を図っていく予定であるとの紹介があった。

3. 瑕疵ある意思表示、行為無能力

電子資金取引では、取引の当事者が直接相対することなく、ATM(Automated Teller Machine, 現金自動預払い機)などを介して取引が行われることから、瑕疵ある意思表示、行為無能力など電子資金取引における依頼人の支払指図そのものの瑕疵について法律関係を明確化する必要があるのではないかという問題がある。すなわち、銀行が取り扱った依頼人の支払指図が、万が一錯誤、強迫や行為無能力者による意思表示に基づくものであった場合、民法の一般原則をそのまま適用すると、無効もしくは取消し

得ることになるが、この民法の一般原則と即時性・大量性をその特徴とする電子資金取引とをどのように調和させるかという問題があり、この点について議論が行われた。

(イ) 依頼人の瑕疵ある意思表示に基づく支払指図の取扱いについては、①電子資金取引においては、通常取引と異なり、対面取引ではないことから、銀行にとって瑕疵ある意思表示を確認することが困難であること、迅速な資金移動を行う必要があること等から、小切手と同様に、銀行の善意・無重過失の資金移動については免責し得るようなルールを設けるべきであり、併せて、②振込取引における振込依頼人が錯誤、強迫等により振込委託を行った場合に、受取人の預金口座に入金処理される前あるいは預金口座から引き出される前までは、当該振込委託を取り消すことができる権利を手当てしておくことが望ましいという意見が出された。そのほか、③基本契約締結後に顧客が準禁治産者等の行為無能力者になったような場合は、銀行側にはそれを確認する手段がないので、過失がなければ免責される方向で考えてよいのではないか等の意見が出された。

(ロ) このような民法の一般原則と異なった取扱いとするためには、公の秩序に関することを当事者間の契約で変更はできないので、立法化によらなければならないとの意見や、瑕疵ある意思表示に基づく支払指図による振込の場合における受取人の預金債権の成立の問題など、現に差押え債権者等との関係で法的に不安定な状態となっている場合があるほか、銀行側に二重振込のような意思表示の瑕疵があった場合にも同様な問題となるので、立法によって明確化する必要があるという意見が出された。

(ハ) 一方、民法の一般原則とは異なった取扱いとすることも必要であるとの指摘には傾聴すべきものがあるが、銀行実務上は、立法論として取り上げるほど深刻な問題は生じていないという意見も出された。

(ニ) 立法化を考えるに当たっては、金融機関の振込という一業種一形態についてのみ取り上げるのではなく、エレクトロニクス化関連の商品全般における問題として取り上げるべきではないか、あるいは商行為全般の問題として捉えた場合には、民法、商法の改正にまで視野に入れた検討が必要となるという点にも留意するべきではないかと

いう意見が出された。これに対して、例えば手形取引に関する意思表示の瑕疵の問題が手形法第40条第3項で手当てされているように、必要性の高い問題から立法化を進めていくことも考えられるので、対面取引でない電子資金取引に限って先行的に立法化を進めていくことが合理的ではないかとの意見も出された。

(ホ) さらに今後の高齢化社会を展望すれば、高齢者の行為能力の特性に応じた問題としての視点が必要ではないかという意見も出された。

4. 支払指図の撤回

支払指図の撤回が可能な時期をどう考えるかについて議論が行われた。

(イ) 銀行実務では、振込取引における振込依頼人の支払指図の撤回を委任契約の解除と解し、受取人の預金口座に入金処理される前までは撤回を自由に行うことができることとされており、入金処理後は受取人の承諾を前提として例外的に銀行が「組戻手続」を行っている。これは国内取引において一般的に定着した商慣習となっているという意見が出された（備考参照）。

(ロ) 入金処理後の問題について、実務界においては、銀行側が二重振込を行った場合や受取人が振込金の受取りを拒絶した場合の対応等について、預金規定の見直しを要するか否かを含めて、約款の整備のための検討を進めているとの紹介があった。

(ハ) 撤回の時期等実務的な問題を考えるに当たっては、顧客の利便性と電子資金取引の技術的な要請との接点を十分考慮した上で、実務とすり合わせながら合理的に決めることが重要であるとの意見が出された。

(ニ) 国際取引の場合は、受取人の預金口座に入金処理される前まで撤回可能とするのではなく、撤回不可能となる時点をもう少し早めることが必要であるが、その場合、幾

つかの仲介銀行を経由するような国際振込もあること等を考慮すると、統一的なルールを法律で定めることが望ましいとの意見が出された。

(ホ) インターバンクにおいて振込資金が決済できない場合、受取人の預金債権は成立するのか、被仕向銀行は入金処理を取り消すことができるのかといった点については法的に明確化することが必要であるという意見が出された。

(備考)

組戻手続については、振込規定においても規定された。すなわち、振込契約成立後にその依頼を取り止める場合には組戻により取り扱うことが規定されたが、この中で被仕向銀行が既に振込通知を受信しているときは組戻ができないことがあることが規定された。

なお、組戻手続は、振込依頼の取り止めを必要とする原因のなんたるかを問わず、前記3の瑕疵ある意思表示の場合も、この手続きによって処理されている。

5. 無権限取引

(1) 現行の銀行約款における免責規定の問題

無権限者による支払指図がなされたとき、銀行はいかなる場合に当該指図を正当な権限を有する者からの指図として扱うことができるのか、あるいは当該指図に応じて処理をした銀行がいかなる場合にその行為について責任を免除され得るかを明確化する必要があるのではないかという問題がある。ここでは、現行の銀行約款にみられる免責規定(注)をどう考えるかを含めて議論が行われた。

(注) 書面による預金の払戻しでは、取引の安全・迅速を図る観点から、諸預金規定においては、民法第 478 条（債権の準占有者への弁済）を根拠として、払戻請求書等に使用された印影等を届け出の印影等と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて払戻しをした銀行は免責される、という取扱がされている。電子資金取引についても同様の考え方を採用し、全銀協のカード規定試案（改正前）においては、カードを確認し支払機操作の際に使用された暗証と届けられた暗証の一致を確認して支払った場合には、カード又は暗証につき偽造、変造、盗用等の事故があっても、そのために生じた損害については銀行は免責される旨の規定が設けられていた。

(イ) 振込に係る無権限取引について立法化が必要とする考え方としては、次のような意見が出された。

- ① 振込に係る無権限取引は民法第 478 条（債権の準占有者への弁済）の問題ではなく、表見代理の問題と考えられ、振込依頼人とされた者に効果を及ぼし得ないときは、無権限取引によって生じた責任は銀行側が負うというのが一般原則となるが、この原則を前提として、例えばハッカー等によって損害が生じた場合に銀行の責任をどの程度緩和することができるかといった問題については、法律で解決すべきである。
- ② 民法第 478 条または表見代理法理のいずれの法律構成をとることも考えられるが、振込依頼人とされた者に帰責事由がない場合にまでその者が損失を全て負担するといった解決には問題があるので、どちらの法律構成をとるにせよ、振込依頼人、銀行双方の事情を十分考慮して公平な解決が図られるように法律で手当てすることが必要である。
- ③ 表見代理法理の適用の限界という問題として捉えて、銀行と顧客との間で予め一定の認証手続きが合意され、これに則った振込がなされた場合は振込依頼人とされた者が拘束される取扱いとした上で、当事者双方に過失がない場合における損失の最適配分を考えるべきであり、また当該認証手続きについては、新たな法的取扱いの導入であり、公の秩序に関する問題でもあることから、UNCITRAL モデル法第

5条（注）のような形で一定の方針を立法化することが望ましい。

（注）UNCITRALモデル法第5条は、仕向銀行が取引上合理的な認証手続を履行して、支払指図が振込依頼人の正当な授権に基づくものであると確認した場合には、原則として依頼人はその支払指図に拘束されるとしたうえで、例外として拘束されない場合とその立証責任につき詳しく規定している。

（ロ）これに対して、そもそも他人の名を使用して第三者を受取人とする支払指図を行う無権限者が現れる可能性は考えにくいので、民法の表見代理の法理によって解決することで足りるのではないかとの意見が出された（ただし、この点については、カードや暗証番号の不正使用による無権限の振込を表見代理の問題として捉えた場合は、振込に係る無権限取引はかなり一般的に起こりうるという意見も出されている。）。

また、認証手続の導入については、仮に導入する場合でも、それがいわゆる機械化関連通達で示された安全対策のような適切な基準に沿ったものであり、かつ、取引上合理的なものであれば、立法化するまでの必要性はなく、約款の手当てによって十分対応可能であるとの意見が出された。

（ハ）さらに、例えばハッカーが通信回線に侵入して支払指図の偽造、変造を行った場合等、依頼人とされた者に帰責事由がない場合には、たとえ仕向銀行に過失がなかったとしても電子資金取引システムを提供している仕向銀行側で損失を負担すべきであると考えられ、キャッシュカードによる預金の払戻しで同様な例の場合も銀行側が損失を負担すべきとの意見が出された（備考参照）。

（ニ）総合口座における預金の払戻しや定期預金を担保とした貸越取引については、民法第478条の適用あるいは類推適用により処理できるが、カードローンについては現行法の下では表見代理の問題として処理せざるを得ないと考えられるため、果して約款で処理できる問題なのかとの意見が出された。

（備考）

実務界においては、振込規定の策定及びカード規定の改正により、ハッカーに

よる支払指図の偽造、変造の場合や偽造カードによる預金払戻しで顧客側に帰責事由のない場合について規定の整備が行われた。すなわち、

- 1) 振込規定においては、振込金の入金不能、入金遅延等によって損害が生じた場合で銀行側が免責となる事由のひとつとして「当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、コンピュータ等に障害が生じたとき」と規定され、安全対策を怠りハッカー等の侵入を許したため本条項に該当し、結果的に損害が生じた場合には、銀行側が責任を負うこととされた。
- 2) カード規定の改正によって、偽造カードによる預金払戻しが行われた場合において、カード及び暗証の管理について預金者に帰責事由がないことを銀行が確認できた場合には銀行側は免責を主張しないことが規定された。

(2) 消費者保護の観点からの責任分担ルールの導入問題

無権限取引が生じた場合の金融機関と消費者の間の責任分担ルールとしては、米国では、連邦電子資金決済法においていわゆる「50ドル・ルール」(注)が導入されているが、我が国においても、消費者保護の観点からこのような責任分担ルールを導入すべきかどうかについて議論が行われた。

(注) 50ドル・ルールの概要は次のとおりである。

- 1) 消費者(同法では自然人を意味する。)がキャッシュカード等電子資金取引の利用手段の紛失、盗難を知った後、2営業日終了前にその旨の通知を金融機関へ行った場合には、消費者の損害負担額は50ドルに限定され、それ以上の金額に対して消費者は責任を問われない。
- 2) 2営業日終了後にこの通知を行った場合には、消費者の損害負担額は500ドルに限定される。

(イ) こうした制度の導入に積極的な立場からは、次のような意見が出された。

- ① 消費者がカードを使用することにより、銀行も経営の効率化等のメリットを享受

していることを考えると、普通人としてやむを得ない程度の不注意であれば消費者が救済されるような手立てを考える必要があり、諸外国における立法例や立法化への動きをも踏まえ、基本的には消費者の損失負担に一定の限度を設けるといった形での立法化を行うべきである。

- ② 例えば、消費者側に重過失がある場合は例外扱いにする、一日の払戻限度額等を設定して銀行側が過大な負担を負わなくても済むようにする等合理的な制度となるように修正することも可能ではないか。

(ロ) 一方、導入に消極的な立場からは、次のような意見が出された。

- ① 仮に導入した場合、銀行が取引金額の制限を行う方向で作用し、結果として利用者利便を低下させるおそれがある一方、消費者側ではカードや暗証等の管理保金がルーズになるといった弊害やカード保有者の不正による50ドル・ルール濫用といった弊害が生ずるおそれがある。

- ② 米国の50ドル・ルールの立法化の背景には、訴訟の頻発という事態があるが、我が国ではそういった事態を考慮に入れる必要がある状況にはないのではないか。

(ハ) 現在広く利用されている総合口座取引は、定期預金を担保に貸越取引ができるという商品性を有するが故に、万が一事故が起きた時は非常に大きな損害が生じるおそれがあるので、50ドル・ルールのような責任分担ルールの導入と併せて、銀行側でも消費者が被る損失の限度を自らコントロールできるような仕組みを用意することも必要であるとの意見が出された。

6. 事故・障害等により損害が生じた場合の当事者間の責任関係

事故・障害等により損害が生じた場合の当事者間の責任関係については、電子資金取引においては依頼人、仕向銀行、被仕向銀行、通信事業者等多数の当事者が関係していることから、当事者間の責任分担ルールをまず決めることが必要であるという点では、共通の認識が得られているものと考えられる。

(1) 仕向銀行の責任

現在の多数説・判例では振込契約は委任契約であるとされているが、電子資金取引においては、不測の事態が発生した際に利用者側でその責任の所在を明らかにすることが困難であること等を考慮すると、仕向銀行の責任や義務の範囲をどのように考えるべきかという問題がある。

(イ) まず、仕向銀行の契約上の義務がどこまで及ぶのか、支払指図発信後もどのような義務を負うのかについて議論が行われた。

① 従来の銀行実務では、仕向銀行の義務は「支払指図を被仕向銀行あてに発信するまで」であり、支払指図発信後の事故・障害については自己の管理領域外で起きた問題となるため責任を負わないとの考え方に立ちながらも、支払指図の発信に際して、事務が正確かつ迅速に履行されるように尽くす善管注意義務（民法第 644条）や、支払指図発信後も振込依頼人からの照会があれば依頼どおりに処理されているかどうかについて調査・報告を行う受任者の報告義務（同法第 645条）は当然負っているものと考えられている（備考参照）。

② これに対して、振込依頼人としては、通常、受取人の預金口座に入金してもらうことまでを期待していること、振込依頼人は仲介銀行、通信事業者の責任を追及することが困難であること等を考慮すると、仕向銀行の義務は「支払指図が被仕向銀

行に正確に伝達されるまで」とし、仲介銀行、通信事業者の故意・過失に基づく事故・障害についても仕向銀行が責任を負うとの考え方をとることが望ましいとの意見が出されたほか、仕向銀行が負う義務については、受任者の報告義務だけでは不十分であり、仲介銀行で支払指図が止まっている場合は速やかに執行するよう要請したり、被仕向銀行に支払指図の受取りを拒絶された場合は資金を振込依頼人に戻すという義務もあると考えるべきではないか等の意見も出された。

- ③ 行内オンラインシステムを提供している通信事業者に故意・過失があった場合やコンピュータの保守会社の管理誤りによる事故の場合は、仕向銀行の履行補助者の行為についての責任として考え、仕向銀行が負担すべきではないかとの意見が出された。

(備考)

振込規定においては、振込金の入金未済の場合における振込依頼人からの調査依頼に対する調査回答義務が規定された。他方、振込金の入金不能、入金遅延等による損害が発生したときに銀行側が免責となる場合が規定された。

- (ロ) 次に、仕向銀行は、支払指図発信後に仲介銀行、通信事業者等の故意・過失に基づく事故・障害によって生じた損害について振込依頼人に対して責任を負うのかという問題に関連して、UNCITRALモデル法第14条に規定されているいわゆる「マネーバック・ギャランティー」(money-back guarantee 注)のような制度を導入することの是非を中心に議論が行われた。

(注) マネーバック・ギャランティーとは、振込が完了しなかった場合に、仕向銀行がその故意・過失の有無にかかわらず、原則として振込依頼人に対して利息を付けて振込資金を返還する義務をいう。なお、振込依頼人に資金を返還した仕向銀行は、仲介銀行等から資金の返還を受けることができる。

- ① マネーバック・ギャランティーのような制度の導入に積極的な立場からは次のような意見が出された。
- (i) 銀行は銀行間で形成されたネットワークによって資金移動サービスを提供していること、振込依頼人が仲介銀行、通信事業者等の責任を追及することは困難（特に国際取引では、振込依頼人が海外の仲介銀行に対して責任を追及するのは現実問題として極めて困難。）であること等を考慮すると、その中で起きた事故・障害による損害については、銀行間で負担することが望ましく、仕向銀行は、振込依頼人に対して第一義的に責任を負うべきである。
 - (ii) 本制度は資金が間違った所へ送金され全く戻ってこないという極めて稀なケースに顧客を救済するものであり、立法化しても銀行にとって過大な負担になるとは考えられない。
 - (iii) 通信事業者の過失によって生じた損害はほとんどが遅延に関するものであるので、損害賠償の範囲を遅延利息分のみとすれば、本制度が導入されても仕向銀行の負担は比較的小さくて済むのではないか。
 - (iv) 国際振込においては、銀行は可能な限りリスクの把握に努めるべきであるが、リスク把握が困難な場合に備えて、UNCITRALモデル法第14条第2項（仕向銀行の資金返還義務を合意により変更できる場合があることを規定）のような例外規定を設けておけば、銀行側の負担は過大にならなくて済むのではないか。
 - (v) 国際振込においては、安全性の確保を最も重視するべきであり、利用者利便がある程度低下する可能性があるとしても本制度を設けるべきではないか。
 - (vi) 国内振込でも、本制度があった方が望ましいと考えられる場合（被仕向銀行の過失やハッカーの侵入等によって誤った受取人に資金が移動し、正当な受取人の口座への入金が行われずに行われない場合あるいは極めて困難な場合、被仕向銀行が支払指図を拒絶した場合や今日では少数となったが継為替を利用した場合）もある。
- ② 導入に消極的な立場からは次のような意見が出された。
- (i) 資金移動システムに関与する全ての当事者が自らコントロール可能なリスクを適正な配分により負担することが基本であるという観点に立てば、振込依頼人の損失を仕向銀行が全て引き受けるということにはならない。

- (ii) 国内振込の場合には、全銀システムの下では実務上振込依頼人に対して資金の返還が必要とされるような事態が生じていない一方、国際振込の場合には仲介銀行が破綻する可能性、カントリーリスク、銀行の事務処理能力の差異から生じるリスクを把握することが困難であるという問題がある。
 - (iii) 仮に導入した場合、通信事業者の責任が大幅に制限されている現状では仕向銀行の負担が大きくなるほか、銀行側が振込取引をある程度制限したりコスト転嫁のため手数料を引き上げたりせざるを得なくなり、利用者利便の低下を招く可能性がある。
 - (iv) UNCITRALモデル法第14条第2項の規定は、実際には機能する余地がほとんどないのではないか。
 - (v) 実務では、被仕向銀行に過失があったり、銀行側の安全対策が不十分なためハッカーの侵入を許したりしたことによって、誤入金が生じた場合には、直ちに本来の入金日に起算して正当な受取人口座に入金する取扱いを原則と考えているが、その場合に振込依頼人に資金返還をするという取扱いを導入することは、顧客ニーズに沿っているとは考えにくいばかりか、法的にも、被仕向銀行は受取人に対する預金債務を、仕向銀行は振込依頼人に対する資金返還義務をそれぞれ負うという不合理の調整の問題が生じるのではないか。
- ③ 以上のほか、マネーバック・ギャランティーは、振込依頼人と仕向銀行という契約の直接の当事者以外にも内部求償権の行使との絡みで仲介銀行、通信事業者等が関わってくるので、導入する場合には、基本的な仕組みを立法化することが必要であるとの意見が出された。

(2) 被仕向銀行の責任

被仕向銀行の故意・過失により振込依頼人に損害が生じた場合、被仕向銀行の責任をどう考えるかについて議論が行われた。

- (イ) 直接契約関係のない者、例えば振込依頼人が被仕向銀行の過失等を立証するのは困難であることを考えると、民法の規定で果たして有効な処理ができるかどうかは疑問

であり、電子資金取引の実態に合わせたルールを法律で定めることが望ましいとの意見が出された。

(ロ) 被仕向銀行の故意・過失により振込依頼人に損害が生じた場合の被仕向銀行の責任については、振込依頼人との関係では不法行為責任の問題、仕向銀行との関係では内国為替取扱規則違反もしくは委任における受任者の責任の問題、受取人との関係では不法行為責任または債務不履行責任の問題として、それぞれ処理できるのではないかと意見が出された。また、仮に被仕向銀行の過失により誤入金があった場合は、被仕向銀行は、真正な受取人の預金口座に入金処理を行うことで依頼人との責任関係を解決しているので、後は被仕向銀行と誤入金先との問題となり、不当利得等民法の枠内で十分処理できるとの意見が出された。

(3) 通信事業者の責任

通信事業者は現在その約款において、サービスの不提供に伴う損害に関して、賠償範囲に一定の制限を設けているが、この約款による責任制限をどう考えるかについて議論が行われた。

(イ) 通信事業者の責に帰すべき事由により取引の不能・遅延が発生した場合、通信事業者に対する求償権の行使が約款により大幅に制限されているため、当事者間におけるコントロール可能なリスクの適正配分が大変困難になるとの意見や通信事業者の責任の問題は資金流のみならず物流、商流にも共通する問題であり、別途しかるべき場で議論すべきとの意見が出された。

(ロ) UNCITRALでは、たとえ通信事業者の責任が各々の国の立法、政策によって制限されていても、銀行がマネーバック・ギャランティーの形で損害を負担し、かつ、それを手数料の形で反映させれば、システムとして機能するというのが議論のコンセンサスであったとの紹介があった。

(4) 損害賠償の範囲

例えば、振込依頼人が振込遅延を理由に受取人との間の売買契約等を解除されたときに、仕向銀行は当該契約が履行されていたであろう場合の利益まで損害賠償義務を負うのか等について議論が行われた。

(イ) 損害賠償の範囲については、我が国の判例では、民法第 416 条（債務不履行の場合の損害賠償の範囲）を適用し、予見可能性の有無によって範囲を画するという考え方をとっており、予見可能性の有無の判断次第では、銀行は些細な行為で多額の賠償を負わされることもあり得るので、電子資金取引の特殊性を踏まえ、銀行に重過失がない場合は、結果損害の部分は免責されるような法的手当てを行うことが必要であるとの意見が出された。

(ロ) これに対して、対面取引でない電子資金取引においては結果損害が予見される場合はほとんどあり得ないので、基本的には民法第 416 条の規定により解決することで足りるとの意見が出された。

(ハ) なお、UNCITRAL モデル法では、振込が遅延した場合、当該遅延について責任のある銀行が受取人に対して負う賠償責任の範囲は、銀行に故意・過失がある場合を除き、遅延利息のみに限定され、結果損害に対する賠償責任は除外されているが、これには、マネーバック・ギャランティーを導入した見返りという形で銀行側の負担を軽減するという取扱いがなされたという経緯があるとの紹介があった。

7. 証拠等

電子資金取引では、銀行は、一般に顧客から取引証票の提出を受けることがなく、また利用者に対し取引内容を証明する書面を契約成立時に交付しない場合もあるので、その場合は取引の証拠記録は電磁媒体に収められた電磁的記録に頼ることとなるが、この場合、電磁的記録の証拠力、立証責任等をどう考えるかという点について議論が行われた。

(イ) 電子資金取引においては、従来の書面取引と異なり、顧客側に証拠となるべき記録が残らない場合があること等から、例えば本当に無権限取引が行われたのかを確認することは困難であるため、紛争の発生に係る問題の処理を従来の立証責任の一般原則に委ねることは問題の具体的妥当性のある処理を図るという観点からは疑問があるので、立証責任の転換等も含めた合理的な紛争解決方法について米国の連邦電子資金決済法の規定を参考にしながら立法化することが望ましいとの意見が出された。

(ロ) これに対して、実際の訴訟では利用者が相当程度立証すれば、銀行側が合理的な説明を求められているという実情を勘案すると、立証責任の転換の立法化については慎重な検討を要するとの意見が出された。

(ハ) また、電磁的記録の証拠力に関して、我が国の裁判における自由心証主義も考慮し、監督法の観点から、電磁的記録の保存方法（例えばジャーナルの保存期間）等、証拠としての確実性を高める措置を設けるべきとの意見が出された。

(ニ) 電磁的記録の証拠力、立証責任の問題を議論するに当たっては、資金流のみならず、物流、商流を含めたエレクトロニクス化全般の問題として検討すべきとの意見や、ある程度具体的に事故・障害等の場面を想定して検討を行うことが必要であるとの意見が出された。

(備考)

振込規定においては、振込契約が成立したときに契約成立を証明する書類として振込資金受取書等の取引記録を交付することが規定された。

8. その他の課題

(1) 消費者保護の観点から検討すべき事項

ここでは、50ドル・ルール、マネーバック・ギャランティーのような制度以外に、消費者保護の観点から検討すべき事項（注）があるかについて議論が行われた。

（注）諸外国における消費者保護の観点からの法制整備の動き

米国では、1978年に、連邦電子資金決済法が制定された。本法は、消費者の諸権利を規定することを主要な目的とした上で、金融機関と消費者の間の責任分担ルール（いわゆる「50ドル・ルール」等）のほかに、事前の手続き（開示、事前授權振替の手続等）、事後の手続き（記録の交付、エラー解決手続等）を定めている。

また、英国では、1989年に、銀行サービス法に関する検討委員会（通称：ジャック委員会）の報告が取りまとめられ、その中で、電子資金取引システムの提供者と利用者の責任と義務の公平な配分を確保するとの観点から、銀行界による自主規制を基本とするものの、弱者保護等限られた場合には立法による対応も必要であるとの勧告がなされた。これを受けて、英国政府は1990年3月に銀行サービスに関する白書を発表し、「電子資金取引の進展は消費者に多くの利便をもたらしているが、その真価を発揮していくためには、様々な問題に対し、消費者の信任を得る方向で解決することが必要である。しかしながら、将来の発展を妨げるような不必要な規制を課すことは避けなければならない。政府も限られた範囲での立法化は有用であると考え」との見解を表明している。

(イ) 米国の連邦電子資金決済法に規定されているような取引条件の開示、エラー解決手続等については、消費者保護並びにコントロール可能なリスクの適正配分の実現のために必要であるとの意見が出された。

(ロ) また、このような規定の導入に当たっては、周知させるための注意事項的な内容のものについては、電子資金取引に関する対消費者向け約款で手当てすればよいとの意見が出されたが、これに対して、責任分担ルール、紛争解決のための立証責任等については、約款で規定するには限界があるので、顧客の請求権、抗弁権の根拠となるよう法律で規定することが必要であるとの意見が出された。

(2) 国際取引との整合性

平成4年5月に採択されたUNCITRALモデル法は、条約とは異なり各国の国内法立法の際の指針となるものであることから、これを国内法として立法化するか否かは各国の判断に委ねられてはいるが、今後、各国において、モデル法に盛り込まれたルールが国内での電子資金取引に関する法制整備を巡る議論にどのような影響を与えていくかが注目される場所である。

このUNCITRALモデル法への対応についても議論が行われた。

(イ) UNCITRALモデル法は全体的に合理的かつ穏当なものであること、米国及び欧州委員会がこれを基本的に尊重する方向（注）にある中で我が国だけが諸外国と異なったルールを採用している場合は、国際取引上大きな問題が生ずる可能性があること等から、本モデル法の考え方を参考にしながら立法化を行うことが必要であるとの意見が出された。

(ロ) 一方、立法化については諸外国における対応状況を見極めながら慎重に検討することとし、当面は約款の整備で対応していくことが望ましいとの意見が出された。

（注）モデル法の策定段階において大きな影響を与えた米国の統一商事法典第4A編（1989年8月、統一州法委員全国会議において採択）は、すでにニューヨーク州等で州法として採択されており、またFedwire（連邦準備制度理事會が運営する大口ドル決済システム）による資金移動にも適用されている。

欧州委員会では、域内のクロスボーダー決済における取引の透明性をいかにして確保するか等について議論が行われているが、その中でモデル法をどう具

体化していくかが検討されている。ただし、EU各国の政府は、必ずしも現段階ではモデル法の国内法化について積極的に考えている状況ではない模様である。

(3) 監督法上の観点から法的に配慮すべき事項

私法上の観点のほかに監督法上の観点からどのような法的な配慮が必要かについて議論が行われた。

(イ) 電子資金取引システムの安全性や電磁的記録の証拠としての確実性の担保、さらには決済機構の安定性の確保、システム・リスクの回避のため、最低限の監督法的な規制（例えば、監督当局による検査、記録の保存、決済機構に対する監督、決済機構への参加資格等）を設けることが望ましく、また、当該規制については、電子資金取引に関する単独法の中に盛り込むことも考えられるのではないかという意見が出された。

(ロ) 一方、既に監督法としての銀行法等が存在しており、規制の重複が生じることもありうることから、行政監督上の規制を含めた立法化については、慎重に検討することが必要であるとの意見が出された。

(ハ) 決済機構の安定性の確保、システム・リスクの回避といった観点からは、まずは関係者が健全な慣行の育成、約款の整備、決済の仕組みの改善に取り組むことが重要で、その上でなお不足する部分がある場合は、不足する部分に関する法制整備の必要性の有無について検討するというのが適当ではないかという意見が出された。

(ニ) システム・リスク回避といった観点からは、例えば、オブリゲーションネットィングを認める等の私法上の手当てを行うことも望ましいという意見が出された。

(ホ) 全銀システムにおける同日決済化への移行によって、銀行の倒産リスクも日単位から時間単位に削減されているなどシステム・リスク回避の取組みについて紹介があっ

た。

- (ハ) 監督法上の観点から配慮すべき事項について検討を行うに当たっては、電子資金取引に関する監督法的な規制の現状を把握しておくことが必要であるとの意見が出された。

第2. 立法化についての考え方

1. 立法化についての考え方

第1で概観したように、電子資金取引における法制整備を巡る具体的な論点については、個別の論点毎に意見の相違がみられ、具体的な結論は得られていない。電子資金取引に係る立法化についての考え方についても、早期に立法化が必要とする意見と立法化は時期尚早であるという意見とが披瀝されているところである。

(1) できるだけ早期に立法化が必要とする立場からは、次のような意見が出された。

(イ) 電子資金取引の法的安定性を確保するという観点から、当事者間の権利・義務関係及び責任分担を明確化するための規定や消費者保護的な規定を盛り込んだ法律を制定することが望ましい。

(ロ) 資金移動取引の特性、とりわけ電子資金取引における特殊性故に民法の一般原則とは異なった取扱いが必要とされる問題が生ずる可能性があり、それが公の秩序に関するものである場合には、立法化が必要となる。

(ハ) 国際取引との整合性の観点から、我が国においてもUNCITRALモデル法の考え方を参考にしながら立法化を行う必要がある。

(2) 一方、立法化は時期尚早とする立場からは、次のような意見が出された。

(イ) 法制整備の必要性については認識しているものの、現状では現行法により解決し得ないほどの具体的な問題が生じておらず、現行法の枠組みを前提として約款を整備し

ていくことで当面は十分対応できる。

(ロ) 国際取引に関する法制整備については、諸外国におけるUNCITRALモデル法への対応状況を見極めながら、慎重に検討する必要がある。

(3) また、立法化を検討するに当たっての視点等について次のような意見が出された。

(イ) 具体的な論点ごとに具体的な事例を想定して、判例・実務の積み重ねや約款の整備で対応できないのか、本当に立法化しなければ解決できないのかについて、さらなる検討を加えることが必要である。

(ロ) 立法化による対応、約款による対応それぞれにメリット、デメリットの両方があり、立法によって対応を図っていくことを基本として考えつつ、立法による対応ではデメリットの大きい問題について約款等でどう対応していくかを考えていくという方向が妥当ではないか。

(ハ) 立法化を考える場合、従来の法制では解決困難なエレクトロニクス化のもたらす新しい法律問題は何かという視点が必要であり、またその場合には、EDI（注）に関するUNCITRALにおける議論の動向等も注視することが必要である、といった意見も出されており、電子資金取引の立法化に当たっては、今後とも様々な方向から検討を加えていく必要があると考えられる。

（注）EDI（Electronic Data Interchange，電子データ交換）とは、企業間で、コンピュータネットワークを介し、かつ共通的な規約を用いて行う電子的なデータ交換のことをいう。UNCITRALのEDI作業部会では、1993年1月以降、EDIに関する国際統一ルール作成のための議論を行っている。

(ニ) 細かい事項まで全て立法化するのは無理があるので、立法化により解決すべき基本的な部分は何かをまず考える必要がある。

2. 実務界における約款整備の取組みについて

法制懇談会においては、全銀協における振込規定ひな型の策定及びカード規定試案の改正に先立ち、その検討状況を紹介し、議論を行った。また、その際、全銀協では、海外送金についての規定やE B（エレクトロニックバンキング）取引についての規定の策定や預金規定の改正等にも今後着手していく予定であるとの紹介があった。

こうした実務界における約款整備の取組みについて、次のような意見が出された。

(イ) 振込規定等については、問題点解決に向けて相当の工夫が図られているが、仕向銀行のコントロール可能な範囲での責任を規定するにとどまり、マネーバックギャランティーの考え方からは乖離しているといった問題点が残り、電子資金取引についての立法化の必要性は解消したとはいえないのではないか。

(ロ) 振込規定等の策定により問題点解決に向け前進はあったが、例えば、瑕疵ある意思表示に基づく支払指図についての効力の問題や振込金の受取人の預金債権の成立時期の問題、あるいは消費者保護の観点からの当事者間の責任分担の問題等は解決しておらず、こうした問題を解決していくためには、やはり立法化が必要ではないか。

(ハ) 金融システムの一層の機能発揮という観点から、実務界が自主的に金融取引についての法制的側面について検討し、これを利用者に示していくという努力は重要であり、振込規定等の整備は一つの前進と考えるべきではないか。

(ニ) E B取引についての規定、海外送金についての規定や被仕向銀行と受取人との間の関係についての規定等の早期の整備に向けて、今後実務界がさらに努力を続けていくことが期待される。

〔糸吉 び〕

(1) 法制懇談会としては、実務界における振込規定等約款の整備によって、電子資金取引に関する法的問題の解決に向けて、とりあえずの前進をみることができたと考えている。

実務界では、振込規定等に引き続き諸約款の整備に向けて取り組んでいるところであるが、法制整備を巡る具体的な論点のうちの一部は、約款の整備を進め、実務の取扱いを明確化ないしは変更することによって解決できる問題であると考えられる。

したがって、当面の実現可能な方策としては、これを早急に推進していくべきであると考えられる。

(2) もっとも、約款の整備による対応は、契約当事者間以外を拘束できないほか、一般私法の公序に関する規定を排除できないといった一定の限界があることが指摘されている。また、諸外国の法制との整合性の問題やエレクトロバンキング専門委員会の中間報告でも示された資金移動の電子化に伴う法制整備の必要性をも踏まえると、将来的な方向としては、電子資金取引で生じた問題については法律によって適切に処理できるという姿が望ましい。電子資金取引に係る立法化の問題については、今後の我が国における約款の整備の状況や判例の動向、諸外国におけるUNCITRALモデル法への対応を含めた法制整備の状況、電子資金取引を巡る技術革新の状況等を踏まえた行政当局、実務界等関係者の努力が今後とも期待されるところである。